

大阪市告示第1393号

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 5 項の規定による指定養育医療機関から、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 13 条の規定による指定辞退の申出を受理したので、大阪市母子保健法施行細則（昭和 41 年大阪市規則第 57 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 10 日

大阪市長 横 山 英 幸

①名称 ②所在地 ③開設者 ④指定辞退年月日

①社会医療法人警和会 大阪警察病院

②大阪市天王寺区北山町 10－31

③社会医療法人警和会

④令和 6 年 6 月 30 日

（健康局保健所管理課）